

經過報告

昭和三年一月第五回聯盟大會より全年十二月第六回聯盟大會に至る間の一般労働情勢並に本聯盟の諸經過に關し報告すること左の通りであります。

一、一般労働情勢

一九二八年度に於て世界労働情勢に現はれた最も顯著なる事實は「産業平和」と「産業合理化」の新題目であります。而して前者が勞資協調の新表現であり、後者が資本主義經濟組織の安定を目的とする産業の科學化である事は謂ふ迄もありません。然かも「産業平和」が英國に於ける總罷業の反動的な作用であり、「産業合理化」が經濟不況の切抜策たることに於て両者が果して勞資問題解決の最後の鍵たるを得るか否かは甚だ疑問であります。この二つの題目は我が國內に於ても次第に問題化されつつあるやうであります。將來吾々が特に注意を要する点であります。

次に吾等の重要視すべき問題は本年三月突如として行はれた共產黨檢舉事件と、これが労働組合並にその運動に對する影響であります。吾が國の無産階級運動が第三インターナショナルの指導下にある小數極左主義者に依つて威されつつあつた事は、彼等の露骨なる分裂政策を通じて常に露はれてゐた所でありましたが、分裂闘争の白熱下に於て、遂にその檢舉を見るに至り、結果として労働農民黨、評議會、無産者青年同盟等の解散となり、極左翼陣營の粉碎となつたのであります。而して其餘は我が海軍聯盟にも及び、加盟組合舞鶴共立會が七名の被疑者を出だし、内四名の被起訴者を出したこと、依つて幹部の總辭職を余義なくされたるに至つた事は洵に遺憾でありました。猶ほこの事件を動機として反動的な思想の擡頭を見、進歩的思想並に階級運動に對する取締り嚴重となり吾等の實際運動の上にも幾多の困難を増して來たことは見逃すことの出来ない事實であります。今次の大會に於ても問題となるべく豫想されてゐる見習職工の組合加入禁止の如き、工務規則が新らしく追加せられた思想取締り規則の如き、皆直接共產黨事件の影響であつて、吾等の運動に對する重大なる脅威たるを失はないのであります。

乍併、共產黨事件を契機として別の好ましき傾向の組合戦線に現はれて來た事はこれまで特に指適しなればならない事柄であります。即ち、左翼陣營の壊滅は、白熱化して居た兩翼の對立抗争に一つの息抜きを與へたかたちとなり、却つて反動的に組合統一の機運をそこに醸成して來たのであります。その最も具體的な現はれは、本夏組合總聯合に依つて提唱せられた、農民及海上労働者を除く全労働組合の統一を目的とする全國労働組合會議創立協議會であります。不幸にして該協議會は右翼指導者との間に完全なる了解を見る事が出來ず、前後二回の會合が行はれたにも係らず、遂に所期の目的を達成